

■授業料等の額（大阪府立高校の場合）

課 程	入学検定料	入 学 料	授 業 料	学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程等で 異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

■高等学校等就学支援金制度（公立）

1 制度の概要

就学支援金は、親権者（保護者等）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、全ての生徒が支払うことになります。

2 支給対象となる者

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者となっています。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高校等を卒業し又は修了したことがない者
- (3) 高校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者（定時制課程・通信制課程は 48 月）
- (4) 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6 %－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3 / 4 を乗じた額）で計算される算定基準額が **304,200 円未満**の者（父母両方の合算額になります。）

⑨ 上記は、令和 4 年 7 月現在の要件です。

3 支給事務の流れ

- (1) **受給資格認定申請**（入学年度の 4 月に学校で手続きが必要です。）

前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の 7 月に再度、受給資格の認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。

- (2) **収入状況届**（生活保護受給証明書等を添付する場合、各学年の 7 月に学校で手続きが必要です。）

当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（最終学年は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。マイナンバーカード（写）等を既に提出しており、かつ前回の申請（1 年生は 4 月申請、2～4 年生は昨年 7 月申請）にて受給資格が認定となった方は、収入状況届出の提出は不要ですが、毎年 7 月に『継続にあたっての確認票』の提出が必要です。

また、認定後に離婚や死別、養子縁組・親権者の変更など、保護者等の状況に変更があった場合にも、その度、収入状況届が必要ですので、変更があった場合は必ず学校事務室へのご連絡をお願いいたします。

4 申請手続きに必要なマイナンバーカード等について（裏面もご覧ください。）

- (1) マイナンバーが記載された次のいずれかの書類の写しをご提出ください。

- ① マイナンバーカードの裏面
- ② マイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書（※ 1）
- ③ マイナンバー通知カードの両面（※ 2）

※ 1 マイナンバーが記載された住民票等を提出する場合は、3 カ月以内に発行されたもので、

保護者等のマイナンバー・名前・住所・生年月日と発行した市区町村の公印・発行日が確認できる必要があります。

※ 2 マイナンバー通知カードは、令和 2 年 5 月 25 日施行のデジタル手続法によって廃止されていますが、次のいずれかの条件を満たしている場合は使用することができます。

○記載事項（マイナンバー・名前・住所・生年月日・性別）に変更がない場合

○法施行前（令和 2 年 5 月 25 日以前）に記載事項の変更手続きを市区町村の窓口で行っている場合

◎ マイナンバーが記載された書類をご提出いただき、保護者等に変更がない場合においては、在学期間中の添付書類の提出を省略することができます。

(2) 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書をご提出ください。

○生活保護受給証明書は、**3カ月以内に発行された原本**が必要です。コピーされたものは無効となります。

提出された原本は返却しません。

※ 生活保護受給証明書で申請する場合は、**次の申請の際にも、生活保護受給証明書の提出が必要**となります。

※ 生活保護世帯の方は**奨学のための給付金（7月に申請手続きがあります）の対象**となるため、生活保護受給証明書でのご申請をお願いいたします。

◎ 申請に必要な書類一式と記入要領はお通いの学校の事務室よりお渡しします。

上記(1)(2)いずれの書類も提出できない場合は、お通いの学校事務室にお問い合わせください。

《ご注意ください！》

就学支援金の申請にあたっては、収入に基づく税情報が必要です。

お住まいの市町村に税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。結果の通知が遅れる原因にもなりますので、毎年必ずお住まいの市町村に税の申告を行うようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

就学支援金制度に関するお問い合わせは、**お通いの学校事務室**もしくは**下記連絡先**までお願いいたします。

◎ ●●高等学校 事務室

電話：

◎大阪府教育庁 施設財務課 就学支援金担当

電話：06-6941-0351（代） ※内線番号 6913 又は 6914 をご指定ください。

◎大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>

■制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

■支給の要件

申請年度の7月1日時点において、次の①～⑥の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が **0円（非課税）** の世帯、もしくは **生活保護（生業扶助）** 受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に在住**していること（※）
- ③ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和5年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑤ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の高等学校等も対象となります。）
- ⑥ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること

※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府教育庁に申請できます。

※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。

■給付金額

対象生徒の区分		給付金額 (R4年度)
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 (全日制・定時制・通信制とも同額)		32,300円
申請年度の 道府県民税 所得割額 及び 市町村民税 所得割額 非課税世帯	全日制又は定時制に在学する生徒（下記以外）	114,100円
	全日制又は定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている 兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄又は姉が高校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高校等（全日制・定時制） に在学していない場合（働いていないこと）	143,700円
	通信制に在学する生徒	50,500円

■申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年7月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。
受給申請書を学校で配付しますので、学校を通じてご提出をお願いします。

■給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、12月末を目途に指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。
ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺するため、一部又は全額が振り込まれないことがあります。

【お問い合わせ先】

◎大阪府 府民問合せセンター ピピっとライン 電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

◎大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>